

◎新潟県告示第1311号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年11月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市浦田字北野9607、9621、字大滝9608の1、9608の2、9609、9610、9625、9626の1、9626の2、9628、9879、9880の1、9887の4、9901の1から9901の3まで、9902、9903の甲、9903の乙、9904、9905、9906の甲、9906の乙、9907、9909、字鼻毛9629、9652の5、9652の27から9652の34まで、9949、9950の1、9950の2、9959の1、9959の7、9959の10、9959の63、9959の64、9959の66、9959の67、9959の76、9959の85、9959の86、9959の89、9959の90、9959の108、字赤根9679の2、9679の3、9679の5から9679の13まで、字ヌメリ林9878、字深見9944の1、9944の3、9946から9948まで、字大ツル根9960、9961

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）